

1月は固定資産税（償却資産） の申告月です（23区内）



償却資産とは	固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。 償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。
申告が必要な方	平成28年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係 ^{※1}
申告期限	平成28年2月1日（月） ^{※2}

※1 資産の所在する区ごとに1通ずつご提出ください。

※2 期限近くになりますと窓口が大変混雑しますので、お早めの申告にご協力ください。

申告書に法人番号の記載をお願いします

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に、マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が新設されました。法人の皆様におかれましては、所定の欄に13桁の法人番号を記載していただきますようお願いいたします。

平成 28 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

3個人番号又は法人番号 7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

新設

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産 検索 クリック

- ◆償却資産の申告には、電子申告（eLTAX：エルタックス）もご利用いただけます。

ホームページ <http://www.eltax.jp/> ヘルプデスク ☎ 0570-081459

9:00 から 17:00（土・日、祝祭日、年末年始を除く）
（上記電話番号につながらない場合：☎03-5500-7010）

